

平成29年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成29年8月16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 倉増 知 | 2番 宮崎 春夫 |
| 3番 俵 薫 | 4番 伊藤 新司 | |
| 6番 岸 英法 | 7番 村上 浩一 | 8番 石田 健治郎 |
| 9番 櫛崎 宣明 | 10番 伊藤 美和子 | 11番 萬代 泰生 |
| 12番 井町 哲 | 13番 武藤 康志 | 14番 縄田 善博 |
| 15番 安富 法明 | 16番 伊藤 太一 | 17番 馬屋原 眞一 |
| 18番 桑原 正彦 | 19番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員 5番 安部 好恵
- 5 事務局 事務局長 安永 一男 主幹 中村 正寿 主査 篠田 淳也

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 29 年第 9 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名中、18 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日の欠席委員は安部委員です。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。4 番 伊藤委員、16 番 伊藤委員。よろしく願いいたします。夏の暑い日の盛りは、もう過ぎたような気もいたしますけれど、まだまだ暑い日が続くんじやないかと思えます。これから遊休農地の農地パトロールも始まります。体にはくれぐれも気をつけて業務にあたっていただきたいというふうに思えます。それと私からの勝手なお願いですが今月の 31 日に美祢市の社会福祉協議会が朝倉市の方に災害ボランティアのバスを出すそうです。もし時間が空いておれば、ご協力いただければというふうに思っております。私は家内と参加しようと思っております。一つ、よろしく願いいたします。それでは議事に入りたいと思えます。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について議題といたします。1 番、2 番を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。申請人は市内に住む農業兼会社役員でございます。申請地は●●●●●から南に 600m の位置にある集団的に存在し土地改良事業が行われた第 1 種農地です。現在の居宅が地滑り等おこりやすい斜面にあり今後の安全を考え自身の耕作地に近い申請地に農家住宅を建設し苗置場、堆肥置場、物置場、駐車場を設置されるものです。別紙に農家住宅と個人住宅の取り扱いの違い等を書いてあります。農家住宅というのは耕作面積が 1 反以上の方で農地台帳に登録されている方が住まれる住宅のことでございます。農家住宅につきましては一般住宅より優遇されておりまして一般の非農家の個人の住宅が 500㎡以内の農地転用、農家住宅はおおむね 1,000㎡以内。また一般個人住宅は建ぺい率 22%以上、農家住宅につきましては、建ぺい率は問われておりません。尚この件につきましては第 1 種農地で優良農地でございますが、この転用は住宅その他、申請に係る土地を周辺の地域として居住する者の日常生活に必要な施設ということ、また集落に接続して設置されており農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当し許可の対象となるものでございます。また、この案件につきましては許可要件の全てを満たしていると考えます。こちらは農用地区域除外完了後の許可となります。</p>

	<p>2件目。申請人は山口市に居住されておる公務員でございます。申請地は●●●●●から南西に3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者の方は市外に住み、この山林に隣接する耕作地の管理が困難であるため、ひのき200本を植樹し今後、山林として管理される計画でございます。この案件につきましても農地法第4条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番、馬屋原です。8月7日に調査する予定でございましたが、台風がくるのではないかとということで急ぎよ8月4日に実施をいたしました。桑原職務代理と山本会長それから私、事務局で行いました。まず1番ですが先程ありましたように石垣が組んでありますが、それがずれて家が沈んでくるということで隣の田を転用しようという申請でございます。これにつきましては、道もありますし水路も確保されておりますし周りに影響はありません。2番ですが土地の北側には、墓地があります。現地を確認しましたら、やむを得ない状態だろうと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員さんより何か補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
10番	<p>1番ですが当日、現地調査には行かれませんでした。場所は承知しております。家ができるということで明るくなっているのではないかと思います。</p>
12番	<p>12番、井町です。2番ですが問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。</p>
6番	<p>1番ですが前回も出てきた案件ですか。</p>
議長	<p>前委員会の中から3回ぐらいは行っています。家のすぐ下は古い家が崩れてきそうなので少し離して家を建てたいということで除外申請が出まして片方は県道に面しているし片方は農道に面しており致し方ないのではないかと農業委員会は、やりましたが県から除外要件を満たしていないですよということで認められなかったという経緯があります。よろしゅうございますか。(はいの声)そ</p>

委員	<p>れでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定し諮問会議に附します。諮問会議というのは山口県の常設審議会という山口県農業会議のなかにあります会議でございます。常設委員会のメンバーで美祢市からは私と安部委員が常設審議委員として参加しております。ここで問題ありませんよということになれば許可が出ます。新しい委員さんがいらっしゃいますので説明しますと美祢市の場合は、県知事より委譲を受けております。県知事委譲を受けていない市町につきましては、常設委員会の承認といえますか、いいですよという許可が出た後に県知事の方に再度、進達をして県知事の方から許可が出るという形になります。美祢市の場合は、その日のうちに会長名で許可が出ます。それと先程、事務局より説明がありました農家住宅おおむね1,000㎡、一般住宅おおむね500㎡これは山口県の申し合わせ事項でございます。農地法等に書かれている面積ではございません。山口県の場合は、あまり大きな面積の許可を出すということによって優良農地を悪くするといえますか転用で、どんどん減らしていくことを防ぐというあたりも含めて申し合わせ事項として数字が書かれております。</p> <p>続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。番号1から3を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南西に1.1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請者は2名で現在、萩市に居住しており山口市、美祢市内に勤務しております。現在、借家住まいですが子供が産まれるのを機に通勤の便が良い申請地を取得し自己用住宅1棟を建設されるものでございます。この件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目、3件目につきましては同一の場所で同じ方からの申請ですので一括して説明させていただきます。申請地は●●●●●から南東に400mから430mの位置にある公共施設から近い第2種農地でございます。2番ですが現在、居住する官舎が手狭となったため申請地を取得し自己用住宅1棟を建設されるものでございます。3番は、2件目の住宅用敷地に隣接した所となっております。住宅用地の取得とともに同土地所有者から購入する山際の休耕地を今後、管理するためクヌギの植林を行われるものでございます。2件目、3件目につきましては農用地区域除外後施行ということで除外完了日と同一の許可となります。この案件につきましては農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほ</p>

	<p>どよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
17番	<p>1番ですが申請地を取得し自己用住宅にしようということでございます。境界もはっきりしておりましたし、皆さんに迷惑がかかることはないと思っておりますので問題ないと思います。2番、3番ですが自己用住宅を建てて裏側を植林されるということです。問題ないと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。すみません。地元委員の補足説明はないようです。それでは質疑に入りたいと思います。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
16番	<p>16番、伊藤です。1番ですが転用される面積と転用目的の面積が違います。ちょっと分かりづらいなと思い質問しました。</p>
議長	<p>地図上に誤差分が書いてあると思います。これが既に宅地になっております。他にご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。 今回、全体で74筆ございます。全体面積135,447㎡。貸し手が27名、受け手が2名でございます。内訳につきましては4ページ以降になります。1番につきましては受け手が認定農業者でございます。2番から27番まで公社を通したあと●●●●●に集積されます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、全て効率的に利用することが認められ、また常時従事すること</p>

	が認められるということをご報告いたします。以上でございます。
議長	ありがとうございます。地元委員さんより何か意見等ございましたらお願いいたします。1番の受け手が縄田委員ですので本来なら退席ですが利用集積ですので結構です。井町さん何かありますか。
12番	問題ありません。
議長	委員の皆さんより何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は原案の通り決定いたします。続きまして報告事項に入ります。議事順位第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 25件でしておりますけれど、こちら全て借り手の方が●●●●●でございまして先程、利用集積のほうで説明がありましたとおり農地中間管理機構を使われて集積されるということで、その前に賃貸借等が期間中がございますので貸し手との合意によりまして解約されるものでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。井町さん地元委員より何かありますか。
12番	はい。ありません。
議長	今の報告事項につきまして皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。

6 番	集積計画の 2 番と解約の 1 番の名前が違いますが、これは親子ですか。亡くなられたにしろ農業委員会の報告ですので、きちんとした方がいいと思います。
議長	先程、審議をしました農地利用集積計画の 2 番の方の名前を訂正お願いします。他にございませんか。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	他に発言もございませんようですので、報告第 1 号を終わらせていただきます。今日は普段と比べて 5 分の 1 ぐらいの短い総会でございました。私、農業委員になりまして 28 年ぐらいになりますが初めてです。美祢市で 1 件も案件が出てこなかったのは。それでは、その他の事項に移りたいと思います。皆さんより、ご意見等ございましたらお願いいたします。農業相談日についてはございませんでした。
6 番	意見ではありませんが第 1 号議案では地元委員の報告があつて第 2 号議案ではありませんでしたが今後は地元委員からの報告はないということですか。
議長	私が今までのペースで進めてしまい、すみませんでした。
6 番	ということは現地調査に行かれた農業委員さんの意見を踏まえての審議ということですか。
議長	そういうことです。
4 番	これからは現地調査をやる時に今までは地区で担当の人が立ち合いをしていましたが、それはなくなるのですか。
議長	立ち合いはあります。地元委員ではなく推進委員さんも含めて担当地域に立ち合ってもらいます。それで、どうしても問題がありそうな時には推進委員さんの出席を求めて審議に加わってもらうということになります。
6 番	現地調査は推進委員だけですよね。

議長	農業委員会のシステムとしましては現地調査をされました委員さんの意見を参考に議論しますが、ただ幅広い意味で地域の実情が分かっておられるのは地元の委員さんなので参考までに補足等がありましたらお願いしますということです。
6 番	現地調査に行った委員さんの意見が主体となるのですか。
議長	はい。よろしく申し上げます。私の方からお願いがありますが農地パトロールにつきましては担当地区の農業委員さんと推進委員さんの間で話し合いをもっていただいて日程等の調整をお願いしたいと思います。それと事務局より昨年までの資料等につきましては、皆さんの方にお渡しいたしますので、その資料によって農地の位置等を的確に把握をしていただいて調査、新たに遊休化した農地のチェックをお願いいたします。もし、どうしても分からない時には周辺の写真を撮っていただいて事務局の方までお持ちいただければ、色々なかたちで調べることが出来るのではないかと思います。旧美祢市につきましては、事務局からは中村が担当することになると思います。そして秋芳につきましては安永事務局長が担当するようになります。美東につきましては今、美東におります建設経済部の職員1名が担当するようになると思います。日にちが事務局と皆さんのほうとで調整がつくかどうか分かりませんので調整がつかない時には、農業委員さんと推進委員さんで回っていただくことになる部分もあるかとも思います。そのへんにつきましては事務局と協議していただきたいというふうに思っております。それと、もう1点。9月19日か20日の午前中、武藤委員の近くで農地問題の相談が入っております。伊藤太一委員と職務代理と私と事務局で対応しようと思っております。今後の日程等について事務局より申し上げます。
事務局	今後の日程についてお知らせいたします。次回の総会は9月15日の金曜日。午後2時より美祢市勤労青少年ホーム2階の大会議室で行います。農業相談日は9月12日の火曜日。9時から行います。美祢地区は石田委員さん、美東地区は伊藤美和子委員さん、秋芳地区は井町委員さんでございませう。現地調査ですが9月7日の木曜日。9時から行います。縄田委員さんと伊藤太一委員さんになります。集合場所は農業委員会事務局に8時50分までに集合お願いいたします。以上です。 続きまして私の方から説明いたします。1点目ですが今日、配布しておりますが名札があります。前回の総会の時に職務代理さんから農業委員会証を入れる名札があればということで配布しておりますので農業委員会証を入れて現地調査される時に提示をしていただきたいと思っております。2点目ですが9月の広報で皆様の顔写真入りでご紹介するつもりでありましたが44人分の紙面がとれないということで、お名前と住所だけ掲載することになりました。3点目ですが山口県農業会議の方から農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめということで資料をお配りしております。農業委員会法第53条の規定により農業委員会が最適化の推進に関する業務をするうえに必要な場合は改善をすることができる。旧委員さんであれば分室のことについて意見を提

	<p>言したわけでございます。この意見を農業会議の方から具体的な改善策を求められております。検討項目は4つありまして1番は県の施策等への具体的な改善意見、2番は国の施策等への具体的な改善意見、3番は新たに取り組むべき施策等、4番はその他の意見になっておりますので各部会で集まっていたいただき部長さんに取りまとめをしていただきまして提出期限が9月20日になっておりますが9月19日ぐらいまでに事務局の方に取りまとめられた策を提出していただきたいと思っております。農地調整部会は篠田、農業振興部会の方は私、中村の方まで提出していただきたいと思っております。取りまとめた結果を県の農業会議の方に提出いたしまして農業会議から山口県内の各農業委員会の意見を取りまとめまして山口県の方に提出されますので、よろしく願いいたします。それから4点目ですが緊急連絡網と担当地区表が出来ましたのでお配りしております。担当地区表ですが、地区が抜けている所、違う所が入っているかもしれませんので、もう一度集まっていたいただきまして地区を確認していただきたいと思っております。それで謝らなければいけません伊藤美和子委員さんの名前が推進委員の方に入っておりますので、これも調整していただきたいと思っております。旧美祢地区は篠田へ、旧秋芳地区は安永局長、旧美東地区は中村の方まで報告していただきたいと思っております。5番目ですが先程、会長が言いました、お盆明けぐらいから農地利用状況調査、農地パトロールを行いたいと思っております。その時に緑の帽子を被って行いたいと思っておりますが前委員さんから引き継がれている方もいらっしゃると思っておりますし、現委員さんでなくなったから新しいのをお願いするという方がありましたら受付ますので、こちらの方に言っていただきたいと思っております。帽子も2種類ありまして完全に生地がついているものと後ろ側がメッシュになっているのがありますので、どちらでもよろしいので、ご希望する方を選んでいただきたいと思っております。それと先程、会長が言われましたが8月のお盆明けぐらいから農地パトロール、利用状況調査を行いたいと思っておりますので農業委員さんの方から推進委員さんの方に日程調整していただきまして、その結果を事務局の方に報告してもらおう。日程があれば事務局も参加いたしますので日程調整よろしく願いいたします。最後ですが最適化推進委員さんへの情報提供や連絡等ですが農業委員さんは毎月一回こうやって総会の出席するようになっております。しかし最適化推進委員さんは必要があれば総会へ出席ということでございますので、あまり総会には出てこられません。それで連絡を密にするという意味でもありますので総会の内容、情報提供、そして連絡等、お手元にあります報酬の明細の配布をお願いしたいと考えております。</p>
議長	他にありませんか。
2番	パトロールの最終期限はいつまでですか。
事務局	予定しておるのが農地パトロールは8月頃とうたっております。今回、農業委員さんの改選がありましたので9月末ぐらいまでに完了したいとは考えております。昨年の調査された資料がありますので、それをもとにして新しい地図を持って担当する地区を回

	ってもらようようになります。昨年、調査して上がっている所は、必ず見て写真を撮っていただきたいと思います。
16番	推進委員が手配するとかではなく農業委員が主となってやるということですか。
事務局	初めは、推進委員さんが主となってと言ったと思いますが、それだと上手くいかないのかなと思い農業委員さんが今回の農地パトロールに関しては農業委員さんが主体となって推進委員さんを引っ張っていく形でお願いしたいと思います。
16番	それと事務局と日程の調整をしますが色々忙しく、みんな都合があると思います。事務局と日程が合わない場合、農業委員と推進委員でやるのですか。その時は公用車を借りて行うのですか。
事務局	ご自分の車で行くようになるかと思います。
16番	分かりました。
議長	委員さんが、それなりにいらっしゃいますので日程が詰まると思いますけど、そのへんは調整してやっていただけたらと思います。
11番	パトロールというのは一日でやるのですか。それとも何日もかけてやるのですか。
議長	多分、半日かかるか、かからないぐらいと思います。
10番	初めてなので、お聞きします。担当地区、全部を何回かに分けて見るのですか。それで農地パトロールというのが、ある程度システム化されて決まった形があればやりやすいのですが。
議長	資料はあります。担当地区表につきましては美東については、まだ完全なものになっておりませんので再調整をお願いします。
18番	農地パトロールについては担当者の方から資料がきて、その資料によってパトロールという形ですので我々は何も用意すりものはありません。

議長	ただ資料が来たら行く場所だけは確認しておいて下さい。それが大変です。
8番	推進委員を設置するにあたっての目的、理由というのが農業委員が職務を果たしていないから、もしくは果たせないから今回、推進委員を置けば良くなっていくというような解釈で私は受け取ったのですが、それでいいのですか。
議長	はい。
8番	そうするとパトロールについて前より悪くなるような気がします。私が農業委員になった時、担当地区の田を全て把握するようになってきました。それを頭に入れておかないと出来ません。耕作放棄地がどこにあるとか自分なりにおさえています。これからは今までのパトロールの結果をもって耕作放棄地になっている所をチェックするということですよね。そうすると以前のやり方と何ら変わりありません。推進委員をおく意味があまりないような気がします。
議長	私的には仕事は増えたと思います。今言えるのは推進委員をおいて推進委員にどのように動いてもらうかということで初めてのことで全て何もかもが模索の中で始まったことなので、あれなんです。賛否両論ありますが岩国のように多い推進委員をおく必要があったのかなというふうに思います。実際に農業委員を19人までしぼって色々なことをやるんだというのであれば岩国のように早い話が地区それぞれに推進委員をおく必要があったというふうに思っていますけど実際にどのようになるかというのが最初の時には全く分かりませんでした。推進委員と農業委員とが、うまくコンビになってやっていくようにしていかないと事務局体制自体が2名減っております。その中でやっていくのですから農業委員さんの負担はすごく大きくなっているというふうに私は思っています。だから今まで石田委員と事務局とで農地パトロールを仮に東分だけやっていたのが今度は石田委員と山縣推進委員と2人で北分と東分をやらなくてはいけないという形に農地パトロールについては変わってきています。
8番	農地パトロールだけではなく推進委員の本来の業務というのは自分が管轄する地域の全ての田を把握して、その耕作放棄地をチェックしなければいけないと受け取りました。
議長	そうです。だから推進委員さんは今から最低でも2ヶ月に1回は自分の担当地域内をパトロールしないといけないと思います。後はされるか、されないか。私がやって下さいと言うことは出来ませんが、やれというわけにはいきません。

8 番	推進委員さんが、そういう認識をもっておられるかどうか、そのへんがどうかと思います。
議長	そのへんは、かなり難しいです。
8 番	すぐに推進委員さんに責任を負わせるというわけにはいきませんから。認識を持ってもらい、きちんと指導しないと推進委員をおいた意味がないと思います。
議長	色々な面でこれから改善をしていかなければいけないことが、たくさんあると思いますので大いに意見を出してもいいと思います。今回の農地パトロールは、ある意味で初めての体験なので色々出てきた問題を、改善をするための意見書にまとめてもらって出来るものは反映をして美祢市の中で変えていけるものは変えていきたと思います。
1 1 番	今、出ました改善に関する意見の取りまとめですが9月20日までですが各部会で意見を取りまとめて農業委員会へ提出という話がありましたが、この件に関しまして農地パトロールについて話がありましたが、まとめは10月ぐらいになってもかまわないということですか。
事務局	パトロールについての意見は無理かと思います。早めに終われば出来るかと思います。委員さんになられて間がありませんので農業をされておられて問題等がありましたら部会の方で取りまとめて提出してもらいたいと思います。若干、遅くなっても構わないと思います。色々な意見をよろしくお願ひしたいと思います。
議長	それで、お願ひですが来月の総会の後に部会の開催をお願ひします。その中で、これを取りまとめてもらって部会長さんの方は中村と篠田の方に提出をお願ひしたいと思います。以上で本日の総会を一端閉じたいと思います。
事務局	互礼。 午後3時29分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成29年8月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

